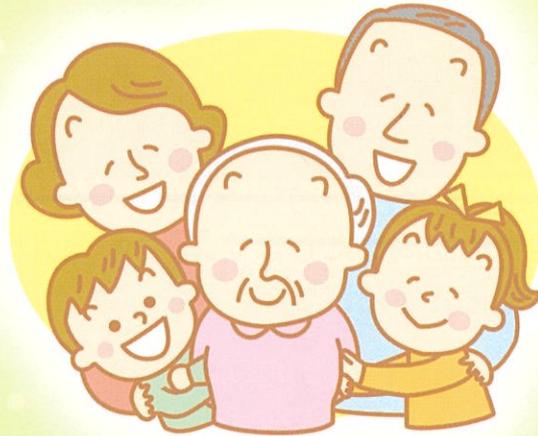


## 船橋市やすらぎ支援員訪問事業

家族の方が介護疲れで休みたい時、  
また所要で外出するときに  
やすらぎ支援員が訪問いたします。

身体介護（医療に関する行為や排せつ介助等）は行いません。



### 利用対象者

認知症高齢者（65歳以上）を居宅でお世話する家族  
（船橋市に住民登録があり、かつ居住していること）  
（介護認定や医師の診断書は必要ありません）

### 利用回数

週2回 6時間まで

### 利用料

1時間 200円  
高齢者のみの世帯、住民税非課税世帯は1時間100円

### 実施日時

月～金（祝日、休日及び12月29日～翌年1月3日を除く）  
午前8時～午後6時

船橋市高齢者福祉課 047-436-2352